

「新しい公共」推進会議への要望

「震災支援制度等ワーキング・グループ」
および「市民公益税制PT」再開のお願い

2012年1月12日

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
副代表 松原明

政府におかれては、「新しい公共」の推進のご尽力いただきありがとうございます。

さて、今回、「新しい公共」推進会議が再開されるに当たり、ぜひともご検討いただきたい点が2点あり、下記お願い申し上げます。

なにとぞ、「新しい公共」のさらなる発展のため、ご検討いただければ幸いです。

記

1. 「新しい公共推進会議」における「震災支援制度等ワーキング・グループ」の再開

「新しい公共」推進会議では、昨年3月11日の東日本大震災の発災を受けて、4月11日に「震災支援制度等ワーキング・グループ」を設け、被災者・避難者に対する「新しい公共」の担い手の支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう制度等のあり方を検討いたしました。そして、7月の「復興構想会議」に間に合わせるべく、6月14日に報告書を提出した次第です。

ただ、当時、まだ原子力発電所事故の収束状況がはっきりしていなかったことや、震災直後の緊急的な支援策について中心的に議論したことなどがあり、今後の復旧・復興における「新しい公共」の役割や支援制度を十分に議論できないまま終わった経緯があります。

6月14日の「新しい公共」推進会議の場でも、その状況に触れ、ワーキング・グループによる継続的なフォローアップの検討をお願いし、玄葉光一郎「新しい公共」担当大臣(当時)から「フォローアップをしていただきたい」と言われたままとなっております。

現在、震災から1年が経とうとしている中で、被災地・被災者・避難者等は、

新しい課題に直面しています。また、放射能の除染など新たな問題も出てきております。さらに、被災地からは、なかなか政府の支援策が実感として届きにくいという声も寄せられております。

震災から1年を経つこの時期に、

- ① 災害・復旧・復興時における「新しい公共」の役割を確認するとともに、
- ② 先のWGや推進会議の提言をフォローアップし、
- ③ さらに必要となる支援策・制度等を検討し、
- ④ 現在実施されている制度をより適正に使えるようにするサポート策を実施していく

ために、ぜひとも「震災支援制度等ワーキング・グループ」の継続・再開をお願い申し上げます。

2. 寄附税制のさらなる充実のための「市民公益税制PT」の再開

昨年、実現いただいた寄付税制の改正は、日本の税制改革の中でも画期的な改革であると非常に感謝している次第です。

しかし、市民や企業など寄附者がこの制度を活用しやすいものにするために、ぜひとももう一步進めた制度充実のご検討をお願い申し上げます。

具体的には、

- ① 年末調整における寄附金控除制度の導入（税制改正大綱で検討項目）
- ② 企業の社会貢献を一層強化するため、米国などと比べて少ない企業の寄附金損金算入限度額の拡大
- ③ 寄付金控除の繰越控除制度の導入
- ④ みなし譲渡所得課税の手続きの簡素化
- ⑤ 現物寄附の寄附控除の仕組みの明確化
- ⑥ 災害が起こった場合の迅速な指定寄付金制度の発動の制度化

などの課題があります。

ぜひとも、これらの課題を「新しい」公共推進会議でご検討いただくとともに、「新しい公共」推進会議と政府税制調査会のそれぞれの下に「市民公益税制PT」もしくはWG（ワーキング・グループ）を設置していただきたくお願いいたします。

以上